

<中野区立園・学校教職員向け> 中野区立幼稚園・学校における合理的配慮のガイドライン

「合理的配慮のガイドライン」とは

令和6年4月から園・学校において障害のある幼児・児童・生徒等の個々の教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供することが義務化されました。中野区の園・学校においても適切に合理的配慮を提供できるようその考え方や具体的な事例等を教職員により一層浸透させるために作成しました。

ガイドライン案の主な内容

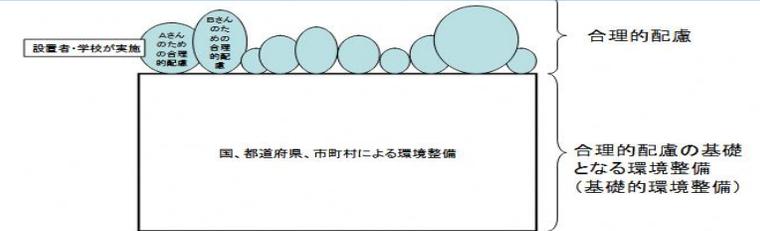
- (1) 各園・学校が合理的配慮を提供することを義務付ける条約、法律等の基本的な考え方
- (2) 各園・学校における合理的配慮の観点及び基礎的環境整備の例
- (3) 教職員と幼児・児童・生徒や保護者と相互理解を深めるためのプロセス
- (4) 交流及び共同学習の意義や目的、取り組み事例
- (5) 区内の小・中学校で行っている合理的配慮の具体的な事例

作成協力者

- 帝京平成大学人文社会学部児童学科
准教授 伊藤 かおり 先生
- 東京学芸大学大学院教育学研究科
准教授 増田 謙太郎 先生
- 中野区立小・中学校の特別支援教室担当教員

合理的配慮とは

「障害者の権利に関する条約」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を受けて、障害のある幼児・児童・生徒からの**意思表示**に基づき、園・学校では、その実施が均衡を逸したまたは負担が過重でないときには、**基礎的環境**を基に、**合理的配慮**を提供することが法的義務となりました。



中野区立園・学校における合理的配慮の事例

1 教育内容・方法

- 事例① 聴覚過敏の子
- 事例② 音が聞こえにくい子
- 事例③ 指示を聞くことが苦手な子
- 事例④ 読むことが苦手な子
- 事例⑤ 書くことに苦手意識がある子
- 事例⑥ 板書を書き取ることが難しい子
- 事例⑦ 道具を使うのが苦手な子
- 事例⑧ テストで配慮が必要な子
- 事例⑨ 自分の意見を伝えることが苦手な子
- 事例⑩ 切り替えが難しい子
- 事例⑪ 集中するのが苦手な子
- 事例⑫ 姿勢が安定せず落ち着かない子
- 事例⑬ 気持ちのコントロールが苦手な子
- 事例⑭ 人に見られることに抵抗のある子
- 事例⑮ グループ学習や行事等に参加できない子



2 支援体制

- ① 合理的配慮に向けた支援体制の整備
- ② 医療的ケアを必要とする子への周囲の理解
- ③ 医療的ケアの必要な際の看護師の配置

3 施設・設備

- ① 様々な状況に応じた学校設備の配慮
- ② 医療的ケアに必要な学校設備の配慮

